

現金自動預入支払機による定期性貯金取引規定

1. (A T Mによる定期貯金取引)

次の各定期貯金取引は、当信漁連（組合）の現金自動預入支払機（以下、「A T M」といいます。）で利用することができます。

- (1) 総合口座通帳への定期性貯金口座の新規開設（以下「A T M新規口座開設」といいます。）

当店のA T Mを利用して、総合口座通帳に定期貯金および定期積金の口座を新規開設するサービスです。

- (2) 総合口座通帳・定期貯金通帳・定期積金通帳・積立定期貯金通帳の定期性貯金口座への定期性貯金預入・掛込（以下「A T M追加預入」といいます。）

当信漁連（組合）等のA T Mを利用して、ご本人のキャッシュカードによる普通貯金（総合口座を含む）・貯蓄貯金等からの振替並びに現金入金により総合口座通帳・定期貯金通帳・定期積金通帳・積立定期貯金通帳にある定期性貯金口座へ定期貯金を預入するサービスです。

- (3) 定期性貯金満期日解約予約（以下「A T M解約予約」といいます。）

当店のA T Mを利用して、ご指定の定期性貯金の（自動）継続を停止して満期日に自動解約し、元利金をご指定の貯金口座（本人口座に限りま）に入金するサービスです。通帳式の定期貯金・定期積金（総合口座通帳に開設した場合を含む）・積立定期貯金が対象となります。

2. (A T M新規口座開設)

- (1) ご利用いただける方

A T M新規口座開設をご利用いただけるのは、総合口座通帳をお持ちの方とします。（法人については、一部A T M新規口座開設ができない定期性貯金もあります。詳しくは、当信漁連（組合）までお問い合わせください。）

なお、定期性貯金専用通帳を新規で口座開設することはできません。

- (2) 対象定期性貯金

A T M新規口座開設の対象とする貯金は、定期貯金（自動継続扱いの自由金利型定期貯金<M型>（以下「スーパー定期」といいます。））、期日指定定期貯金（継続型。以下「期日指定定期貯金」といいます。）および定期積金貯金（自由乙型。以下、「定期積金貯金」といいます。）とします。

- (3) 預入・掛込方法

A T M新規口座開設をご利用いただく場合には、当店A T Mの画面表示等の操作手順に従って、現金の場合には、ご本人の総合口座通帳を、振替の場合には、ご本人のキャッシュカードも合わせてA T Mに挿入し、届出の暗証その他所定事項を正確に入力してください。この場合、新規預入申込書等は必要ありません。

なお、定期積金貯金をA T Mで新規に口座開設した場合には、追加預入手続きを行わないで、口座開設（取引）当日日付を毎月の追加預入日（掛込

日)として(取引)口座開設金額と同額をご本人のキャッシュカード口座より自動振替します。この場合、振替承諾書等は必要ありません。

(4) 預入・掛込限度額

A T M新規口座開設に係る預入・掛込金額単位とその限度額については、当信漁連(組合)の定めた金額の範囲内並びに当店のA T Mの機能により取扱うものとします。

3. (A T M追加預入)

(1) ご利用いただける方

A T M追加預入をご利用いただけるのは、総合口座通帳・定期貯金通帳・定期積金通帳・積立定期貯金通帳、をお持ちの方とします。(法人については、一部A T M追加預入ができない定期性貯金もあります。詳しくは、当信漁連(組合)までお問い合わせください。)

(2) 対象定期性貯金

A T M追加預入の対象とする貯金は、スーパー定期・期日指定定期貯金・変動金利定期貯金、定期積金貯金および積立定期貯金とします。

(3) 預入・掛込方法

A T M追加預入をご利用いただく場合で、現金による入金・掛込については、当信漁連(組合)並びに同一県内提携組合(信漁連)で可能です。また振替の場合には当信漁連(組合)のA T Mの画面表示等の操作手順に従って、預入れをしてください。振替の場合には、ご本人のキャッシュカード口座からの振替となります。この場合、預入申込書等は必要ありません。

(4) 預入・掛込限度額

現金によるA T M追加預入単位とその限度額については、当信漁連(組合)の定めた金額の範囲内並びに当店のA T Mの機能により取扱うものとします。

4. (A T M解約予約)

(1) ご利用いただける方

A T M解約予約をご利用いただけるのは、総合口座通帳・定期貯金通帳・定期積金通帳・積立定期貯金通帳をお持ちでキャッシュカードを保有している方とします。

(2) 対象定期性貯金

A T M解約予約の対象とする貯金は、スーパー定期、期日指定定期貯金、定期積金貯金および積立定期貯金とします。(いずれも通帳式のみとします。)

(3) 解約予約の単位

スーパー定期、期日指定定期貯金の解約予約については契約番号単位とし、定期積金並びに積立定期貯金については口座単位とします。ただし、一部積立定期貯金については全額解約のみ可能となります。(詳しくは当信漁連(組合)までお問い合わせください。)

(4) 取扱方法

- ① A T M解約予約の予約期間は、ご指定の定期性貯金の満期日の2営業日前までとします。
 - ② A T M解約予約をご利用いただく場合には、当店A T Mの画面表示等の操作手順に従って、当該通帳およびご本人のキャッシュカードをA T Mに挿入し、届出の暗証その他所定事項を正確に入力してください。
 - ③ A T M解約予約の実施日は、ご指定の定期性貯金の満期日とします。ただし、満期日が休業日の場合は、振替指定貯金口座からの引出は翌営業日以降となります。
 - ④ ご指定の定期性貯金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額をご指定（本人口座に限ります。）の口座へ入金する方法でおこないます。また、総合口座の定期性貯金解約の場合の振替先は総合口座の普通貯金口座へ入金する方法で支払います。いずれの場合も通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (5) 予約の取消
- A T M解約予約の取り消しを希望する場合は、上記予約期間の営業時間内に、当信漁連（組合）の所定の書類に署名および押印したうえで当該通帳とともに当店に提出してください。A T Mでの解約予約はできないのでご注意ください。

5.（サービスの停止）

上記第1条第1項から第3項の各サービスは、次の各号の一つでも該当した場合、利用することができません。

- ① 通帳またはキャッシュカードの紛失または盗難の届出が提出されているとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立等があったとき
- ④ 指定定期性貯金に差押（仮差押）がなされたとき
- ⑤ その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑥ 前各①～⑤号のほか、当信漁連（組合）A T Mでこれらサービスができない理由が生じたとき

6.（サービスの解約）

上記第1条第1項から第3項の各サービスは、当信漁連（組合）が相当の理由があると認めた場合には、当信漁連（組合）はいつでもこれらサービスの取扱を解約することができるものとします。

7.（反社会的勢力の排除等）

上記第1条第1項から第3項の各サービスは、この第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当信漁連（組合）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当信漁連（組合）が取引を継続することが不適切である場合には、当信漁連（組合）はこの取引を停止し、または解

約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合

② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまた第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信漁連（組合）の信用を毀損し、または当信漁連（組合）の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

8. （通知等）

届出のあった氏名または名称・住所にあてて当信漁連（組合）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. （規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当信漁連（組合）所定の各種貯金規定、総合口座取引規定、(IC)キャッシュカード規定により取り扱います。

10. （規定の変更）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連（組合）は、この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020. 04. 01)